

KANUMASHINKIN REPORT

鹿沼相互信用金庫の現況

2024 DISCLOSURE

(令和6年) 令和5年4月1日 - 令和6年3月31日



● 私たちの住む街 ●
(イラストはイメージです)



はし もと た か し
理事長 橋本公之

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より鹿沼相互信用金庫をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

本年も当金庫の経営方針や実績等を紹介した、ディスクロージャー誌「鹿沼相互信用金庫の現況2024」を作成しました。本誌を通じて当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いと存じます。

さて、令和5年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、社会経済活動の正常化が進みつつありましたが、原材料価格の高騰や円安による物価高の影響等により、本格的な景気回復は遅れておりました。しかし、令和6年に入り、大企業を中心に物価上昇率を上回る賃上げが見込まれるなど、徐々に景気回復が期待できる状況になりつつあります。

令和5年度の決算につきましては、皆さまのご支援・ご協力をいただき、預金・貸出金ともに順調に増加し、13期連続の黒字決算を維持することができました。預かり資産の推進や貸倒引当金の減少により、経常利益が前期比で168百万円増加し、法人税等調整額を加味した最終的な当期純利益は、2億76百万円となりました。

令和6年度につきましても、「地域のプラットフォーム」として、取引先の実情に応じた支援を行うことにより、お客さまと一体となり、抱える想い（課題）に寄り添い、それを実現（解決）するために、役職員一人ひとりが力を集結し、一丸となって取り組んでまいります。

最後に、皆さまの一層のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年7月

目次

DISCLOSURE CONTENTS

経営理念	003
内部統制基本方針、鹿沼相互信用金庫行動綱領	003
かぬましんさんの概要、組織	004
令和5年度の事業概況	005～006
主要な事業の内容	006
総代会制度について	007～008
かぬましんさんの取組み	009～011
コンプライアンスへの取組み	012
安心できる地域社会の実現	012
リスク管理態勢について	013
当金庫の考え方	014～015
商品案内	016～017
沿革(当金庫のありみ)	018
店舗一覧・営業地区・店外出張所 「資料編」のご案内	裏表紙



経・営・理・念

1. 地元の繁栄なくして金庫の発展はない
1. 我々は信用金庫の目的を忠実に履行する集合体の一員であることを忘れてはならない
1. 我々はお互いの自由を尊重し、対話を持つべきである
1. 我々は原則に忠実に、更に広い視野を持たねばならない

内部統制基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、次のとおり内部統制基本方針を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



鹿沼相互信用金庫行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルール of 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等への対応

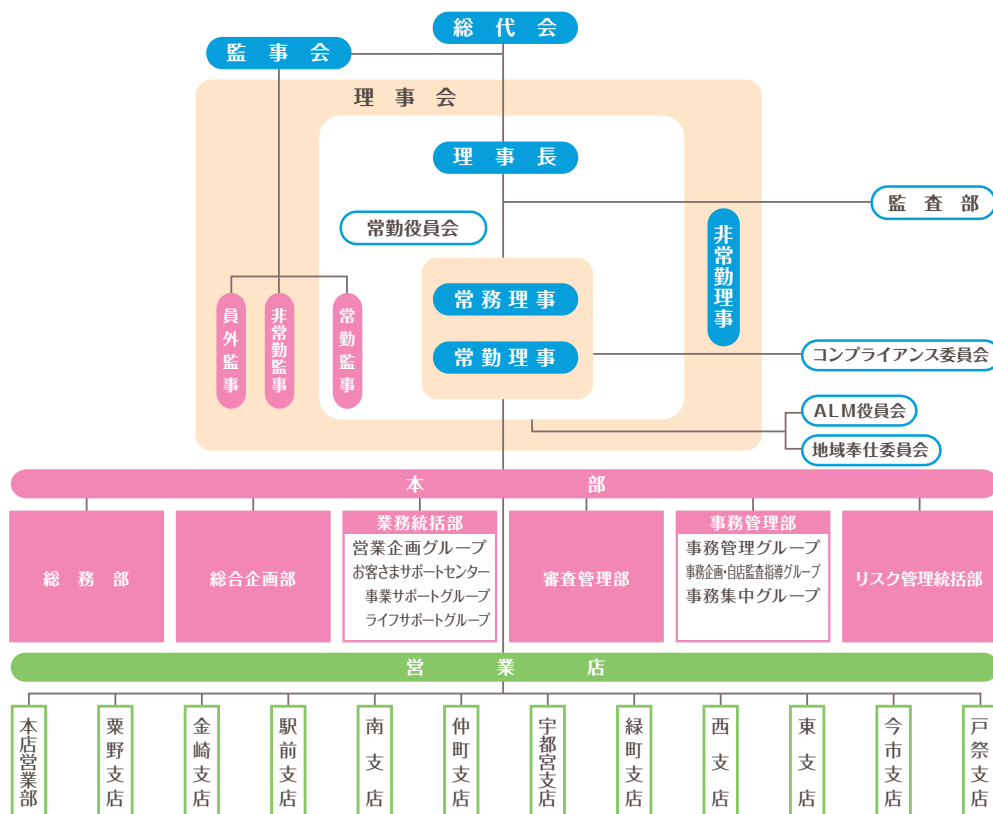
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

概 要

■ 名 称……鹿沼相互信用金庫	■ 出資金……1,438百万円	■ 店舗数……12店舗
■ 所在地……鹿沼市上田町2331番地	■ 預積金……224,813百万円	
■ 創 立……大正14年10月27日	■ 貸出金……108,081百万円	

組織図

令和6年7月1日現在



理事及び監事の氏名

令和6年7月1日現在

■ 理 事 長	橋本 公之(代表理事)	■ 常 勤 理 事	丸山 英三
■ 常 務 理 事	高山 明久(代表理事)	■ 常 勤 監 事	寺崎 浩文
■ 常 務 理 事	川田 茂	■ 非 常 勤 理 事	斎藤 英夫(※1)
■ 常 務 理 事	飯塚 俊行	■ 非 常 勤 監 事	大貫 和裕
■ 常 勤 理 事	福田 重考	■ 非 常 勤 監 事	大貫林 一郎(※2)

(※1) 理事 斎藤 英夫は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 大貫林 一郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名

令和6年7月1日現在

■ 小高公認会計士事務所 公認会計士 小高 和昭氏

職員の状況

年 度	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
職 員 数	181人	173人	170人	160人	157人	144人

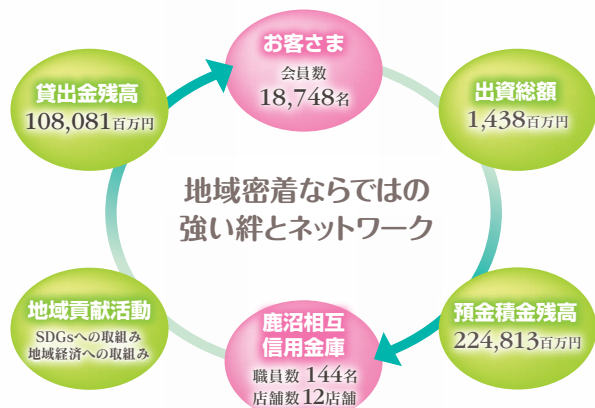
※パート職員は除く

令和5年度の事業概況

1. 令和5年度の事業方針及び主要な施策

●事業方針

当金庫は、鹿沼市を中心とした県西北部を主な事業地域として、地元の中小企業や個人のお客さまが会員となり、お互いに助け合い発展することを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行い、事業支援や生活支援のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融仲介機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化にも積極的に取り組んでおります。



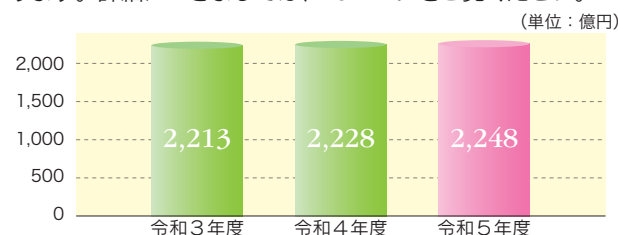
●主要な施策

中期3か年計画の最終年度となる令和5年度は、「地域のプラットフォーム」としての取組みを更に「深化×進化」させるとともに、地域との深い絆を最大限活用し、キメ細かくスピード感のあるサービスを提供し、お客さまの課題解決に向けて取り組みました。特に、事業所の業況や当面の資金繰り状況および個人のお客さまへの影響等について、十分な把握に努め、迅速かつ柔軟な資金繰り支援に万全を期して取り組みました。

2. 業績ハイライト

●預金積金

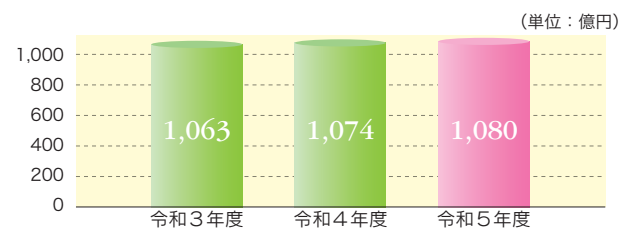
令和6年3月末の預金積金残高は、前期比19億円増加し、2,248億円となりました。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。当金庫は、お客さまが大切な財産を安全かつ確実に運用いただけるよう、目的や期間に応じた各種預金商品を取り揃えております。詳細につきましては、16ページをご覧ください。



●貸出金

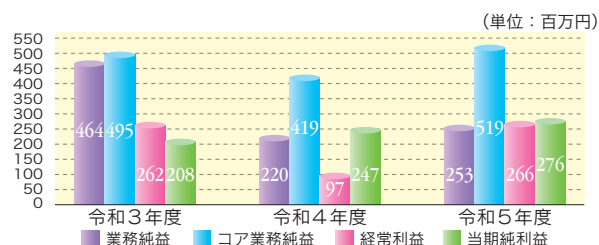
令和6年3月末の貸出金残高は、前期比5億円増加し、1,080億円となりました。当金庫は、出資者である会員の皆

さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いを使命と考えております。また、大口融資に偏重することなく多数のお客さまにご利用いただけるよう、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。当金庫で取り扱っている商品は、16ページをご覧ください。



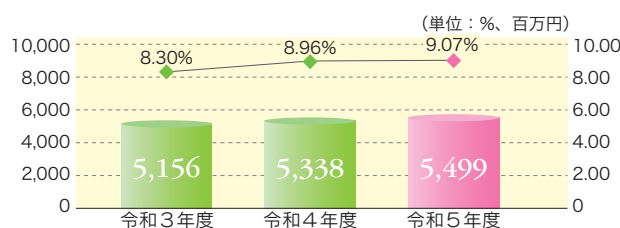
●損益状況

令和5年度の損益状況については、お客さまの課題解決に向けた営業力の強化や人件費、物件費などの経費の削減に取り組んだ結果、本業の収益力を表すコア業務純益は、前期比1億円増加し、519百万円となりました。また、当期純利益は前期比28百万円増加し、276百万円となりました。



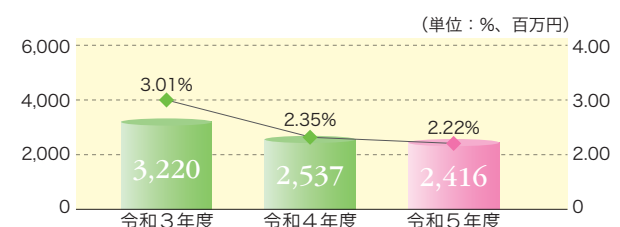
●自己資本額と自己資本比率

令和6年3月末の自己資本の額は前期比1億61百万円増加し、54億99百万円となりました。また、自己資本比率は、前期比0.11ポイント上昇し、9.07%となりました。自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標で国内基準の4%を上回る水準を維持しております。



●不良債権額と不良債権比率

令和6年3月末の不良債権額は、前期比1億21百万円減少し、24億16百万円となりました。また、不良債権比率は、前期比0.13ポイント低下し、2.22%となりました。なお、不良債権額に対する保全状況は、担保や保証・貸倒引当等による保全額が22億82百万円となり、保全率は94.46%となっております。



3.事業の展望及び対応すべき課題

日本経済は、新型コロナウイルス感染症による制限の緩和を受け、社会経済活動の正常化が進み景気は緩やかに回復してきましたが、地域経済は、少子高齢化や地方と都市の格差問題などに加え、原材料価格の高騰による物価高や人手不足の問題など引き続き、事業収益ならびに家計収支への影響が懸念されます。

このような環境の中、地域金融機関には、取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、地域経済の回復に努めることが求められております。今後も、地元の信用金庫としての使命感のもと、お客さまとともに価値を

創造する地域の担い手として、役職員が一丸となって事業計画の施策に取り組んでまいります。

令和6年度においては、中期3か年計画において重点項目に定めた、「事業者の実情に応じた伴走支援の推進及び事業者支援の裾野拡大」「取引先(事業者・個人)のライフステージに合わせた支援」「組織の変革への取組みを通じた収益環境の変化に対応できる体制づくり」「経営管理態勢の強化及びリスク管理態勢の高度化への取組み」「人材育成への取組み強化」の5項目について、実効性のある具体的な施策を講じてまいります。

主要な事業の内容

預金業務

●預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

貸出業務

●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

●手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

信金中央金庫への取次ぎ業務を行っております。

附帯業務

●代理業務

日本銀行歳入代理店・(株)日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人福祉医療機構・信金中央金庫・一般社団法人しんきん保証基金・一般社団法人全国石油協会・その他

●地方公共団体の公金取扱業務

●保護預かり及び貸金庫業務

●有価証券の貸付

●債務の保証

●公共債の引受

●国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売

●保険商品の窓口販売

(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

●スポーツ振興くじの払戻業務

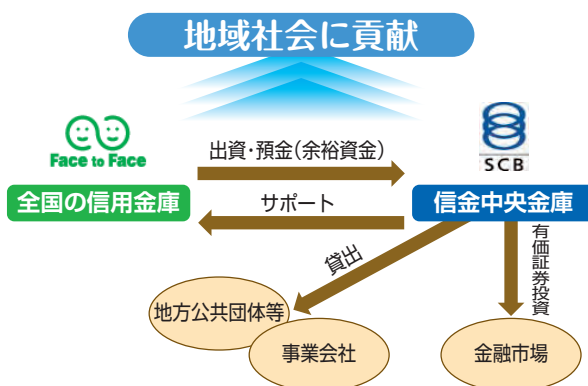
●電子債権記録業に係る業務

信用金庫のセントラルバンク「信金中央金庫」との連携

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、総代候補者を選考する選考委員会を設け、選任区域ごとに会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員からの意見・要望アンケートや電子メール・電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動などの日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

●総代会とその選任方法

《総代の任期と定数》

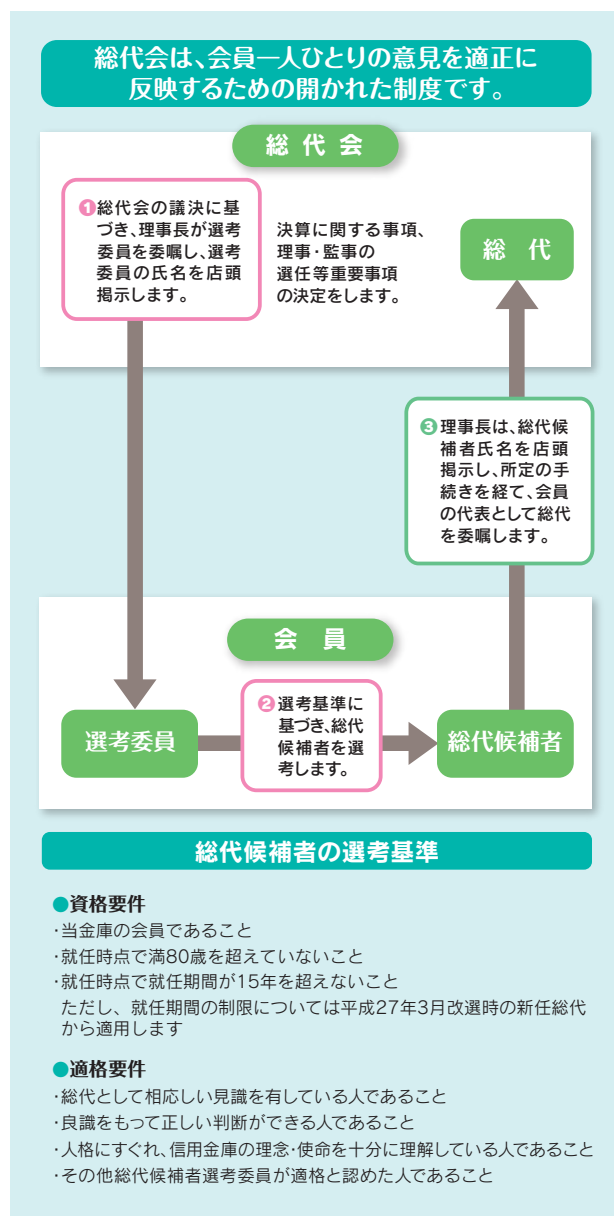
- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は50人以上80人以下です。
会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、令和6年3月31日現在の総代数は60人で、
会員数は18,748人です。

《総代の選任方法》

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任します。
- ③その総代候補者を会員が信任します(異議があれば申し立てることができる)。



●第100期通常総代会の目的事項

令和6年6月25日開催の第100期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

(1) 報告事項

第100期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)業務報告、貸借対照表・損益計算書の内容報告及び監査結果報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 理事7名選任の件
- 第4号議案 監事3名選任の件

総代の氏名等

令和6年7月1日現在 50音順 敬称略
※氏名の後の数字は総代への就任回数

●第一区 鹿沼市

泉町・板荷・御成橋町・上材木町・上田町・久保町・高谷・古賀志町・坂田山・下遠部・千手町・武子・玉田町・天神町・戸張町・富岡・文化橋町・見野・睦町

日光市・塩谷郡塩谷町

●人数／12人

岩本 研樹① 宇井 肇⑦ 江田 光好③ 金子 昭彦②
神保 隆⑥ 川村 一徳① 岸野 房子① 黒川 英一⑥
黒川 亨① 小林 達夫① 高橋 臣一① 星野 昭夫③

●第二区 鹿沼市

麻亭町・朝日町・石橋町・今宮町・貝島町・加園・上大久保・上久我・上殿町・上奈良部町・上日向・銀座・草久・酒野谷・笹原田・三幸町・塩山町・下大久保・下久我・下材木町・下沢・下田町・下奈良部町・下日向・下横町・末広町・寺町・鳥居跡町・中田町・仲町・奈佐原町・西鹿沼町・日光奈良部町・野尻・花岡町・東末広町・引田・日吉町・深岩・蓬萊町・みなみ町・村井町・横山町・万町

●人数／13人

片柳 伸一③ 瓦井 圭一① 木村 剛考④ 倉松 俊弘①
高村 和義④ 篠原 英男⑦ 篠原 尉浩③ 白石 修務⑤
鈴木 茂⑥ 関口 忠雄② 仁平 悦雄② 原田 篤①
細川 康彦③

●第三区 鹿沼市

東町・池ノ森・上野町・上石川・晃望台・幸町・さつき町・下石川・下武子町・白桑田・千渡・栃窪・仁神堂町・深津・府中町・府所町・府所本町・緑町・茂呂・栄町・西茂呂・松原・流通センター

●人数／15人

池澤 治男③ 伊藤 金治④ 岩本 泰史① 加藤 栄②
神山 亮③ 関口 芳一④ 黒本 一郎③ 櫻井 進一③
設楽 光江① 鈴木 和也② 鈴木 重雄③ 鳥羽 隆④
橋本 朋幸② 永田 信二⑨ 星野 茂生④

●第四区 宇都宮市・上三川町

●人数／9人

岩上 一紘⑨ 大久保恵一① 柏崎 泰一③ 加瀬 知男④
寺崎 悦夫④ 萩原 國雄④ 山野井隆太④ 横川 秀元②
横山 陽一④

●第五区 鹿沼市

旭が丘・油田町・磯町・大和田町・上南摩町・亀和田町・北赤塚町・佐目町・下南摩町・西沢町・榎木町・野沢町・藤江町・南上野町・旧栗野町

栃木市・下野市・下都賀郡壬生町

●人数／10人

井戸 道廣⑧ 大類 博保③ 高嶋 豊⑧ 鈴木 栄一⑧
大岡 徹男⑦ 樽見 正衛⑨ 野田 雅行④ 葉山 昇③
針谷 正夫⑥ 和久井保男②

<総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。
小数点第2位以下切捨て

職業別	法人役員73.3%、個人事業主18.3%、個人8.3%
年代別	70代以上65.0%、60代33.3%、50代1.6%
業種別	農林業3.6%、建設業1.8%、製造業40.0%、卸・小売業10.9% サービス業14.5%、医療業5.4%、不動産業14.5%、その他9.0%

総代が選任されるまでの手続き

地区を5区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

② 総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間以上店頭掲示

上記掲示について下野新聞に公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

③ 総代の選任

・会員から異議がない場合
または
・選任区域の会員数の1/3
未満の会員から異議の申
出があった総代候補者

・選任区域の会員数の1/3
以上の会員から異議の申
出があった総代候補者

当該総代候補者数
が選任区域の総代
定数の1/2以上

当該総代候補者数
が選任区域の総代
定数の1/2未満

他の候補者を選考

欠員（選考を行わない）

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

かめましんきんの取組み

《かめましんきんSDGsの取組み》

当金庫は、地域社会の一員として、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、地域のプラットフォーム（地域密着型金融）として、豊かな地域社会の実現に努めるため、令和2年10月27日SDGs宣言をしました。



《「地域のプラットフォーム（地域密着型金融）」としての更なる「深化×進化」》



地域密着型金融の取組みに関する基本方針

当金庫は、経営理念である「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」をモットーに、「地域密着型金融」を推進し、地域経済の発展に貢献するとともに経営力の強化を図るために「地域密着型金融の取組みに関する基本方針」を定めています。

1. 当金庫は健全経営に徹し、経営力強化（収益力、経営管理、リスク管理、法令等遵守）に努めるとともに、経営内容の積極的な開示に努める。
2. 当金庫は、地域の様々な分野においてお客様と長期的な信頼関係を構築し、共存共栄を目指す。
3. 当金庫は、お客様のご意見やご要望を真摯に受け止め、お客様の保護と利便性向上に努める。
4. 当金庫は、事業主の皆様に対し外部機関・信金中央金庫等とも連携し、創業～事業再生まで支援するとともに、中小企業金融の円滑化に努める。
5. 当金庫は、地域のお客様からお預かりした預金は、地域のお客様に出来る限り融資し、余裕資金（預金と融資の差額）は安全な運用を基本とする。
6. 当金庫は、地域の様々な情報を有効に活用し、地域経済に貢献する。
7. 当金庫は、地域のお客様のことをよく理解し、行動できる人材育成に努める。

地域密着型金融の具体的取組み

当金庫は、コロナ融資の返済が開始される中、中小事業者の資金繰りを支え、あらゆる事業フェーズにおける課題解決に向けた支援に取り組んでいます。これら支援を通じて、地域経済の発展とゆたかな暮らしの実現を目指し、地域密着型金融を推進しています。

◆各種公的支援制度を活用した支援

1. 事業再構築補助金・ものづくり補助金等の各種補助金を活用した支援

令和5年度分	支援件数 15 件
令和4年度分	支援件数 29 件

2. 栃木県事業承継支援補助金を活用した支援

令和5年度分	支援件数 1 件
令和4年度分	支援件数 2 件

3. 経営革新計画など、各種支援制度を活用した支援

令和5年度分	支援件数 2 件
令和4年度分	支援件数 5 件

◆外部機関等の活用

1. 栃木県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携による事業承継・M&A支援

・鹿沼商工会議所と当金庫の職員が事業者に訪問して事業承継の掘り起こしを行う「パトナタッチ支援隊事業」に栃木県事業承継・引継ぎ支援センターとも連携しながら取り組んでいます。この取組みについては、鹿沼商工会議所が日本商工会議所より「事業活動表彰」を受賞されています。

・日光商工会議所、栗野商工会とも協定を締結し、事業者の支援体制を構築しました。

（栃木県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談件数）

令和5年度分	件数 71 件
令和4年度分	件数 42 件

2. 栃木県中小企業診断士会との業務連携による支援
栃木県中小企業診断士会と連携して事業者の経営課題に関する相談および各種補助金の申請支援等に取り組んでいます。

3. 株式会社サクシードとの業務提携による支援
株式会社サクシードと連携して中小企業経営者への事業承継・M&A支援に取り組んでいます。

4. 栃木県産業振興センターとの連携による支援
栃木県産業振興センターと当金庫を含む県内10金融機関が連携協定を締結し、「栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用した人材マッチングならびに経営課題の支援に取り組んでいます。

5. 創業支援

鹿沼商工会議所が開催した創業塾（令和5年12月5日、20日開催）に参画し、創業を希望する方への支援に取り組みました。

◆広域連携

全国の信用金庫ネットワーク等を活かした広域連携による販路拡大支援・地元商工団体と連携した中小企業者支援等に取り組んでいます。



かわしん&あおしん川口元気Food Festa With Music

フェア・商談会名	参加取引先数
令和5年4月1日～4月2日 足立成和信用金庫主催 足立区舎人公園千本桜まつり物産展	5社
令和5年6月1日～8月31日 埼玉信用金庫主催 第5回さいしん特産品オンラインショッップ	2社
令和5年6月7日 埼玉信用金庫主催 さいしんビジネスフェア2023	1社
令和5年7月27日 東京東信用金庫主催 ひがしん新規役交流会	2社
令和5年8月23日～8月24日 日本政策金融公庫主催 第16回アグリフード EXPO	1社
令和5年9月9日 川口信用金庫・青木信用金庫主催 かわしん&あおしん川口元気 Food Festa With Music	1社
令和5年11月8日 東北地区信用金庫協会主催 ビジネスマッチ東北2023	5社
令和5年11月21日～11月22日 城南信用金庫主催 2023よい仕事おこしフェア	1社
令和5年11月16日 足利銀行主催 ものづくり企業展示・商談会2023	14社
令和5年11月17日 東京東信用金庫主催 ひがしんビジネスフェア2023	2社
令和6年2月9日 栃木県主催 知財マッチング交流会2023	1社
令和6年2月29日 足立成和信用金庫主催 御宿場マルシェ	2社
令和6年3月10日 IT Support パソコン太郎館主催 HORIEXPO	3社

◆地方創生への取組み

1. 鹿沼市・日光市との連携・取組み

- ・鹿沼市とは「地方創生に関する包括的連携協定」に基づき、各種協議会へ役職員を派遣しています。
- ・令和5年7月には、鹿沼市および三井住友海上火災保険㈱とのSDGs推進に係る包括連携協定を締結し、持続可能な地域創生への取組みを開始しました。
- ・日光市とは「地方創生総合戦略推進に関する協定」に基づき、各種委員会へ役職員を派遣しているほか、令和5年度には「スマートワークライフ#NIKKO」へ参画し、ワーケーションならびにサテライトオフィス等の誘致を通じた新しいビジネスの創出に取り組みました。



SDGs推進に係る包括連携協定

2. わがまち基金を活用した地方創生

鹿沼・日光から会津地方への観光振興と地域活性化のため、会津信用金庫と締結した「観光振興協力に関する連携協定」に基づき、日本財団「わがまち基金」における地域創生支援スキーム事業を活用し、ポストコロナやSDGs等を意識した地域の課題解決支援に取り組んでいます。

3. 「御宿場印」を通じた「新たな観光地づくり」への取組み



観光振興・事業者支援の連携協定

足立成和信用金庫・会津信用金庫をはじめ県内信金、行政機関、観光協会と連携して「日光街道・日光西街道御宿場印プロジェクト」、「会津西街道御宿場印プロジェクト」に取り組んでおり、令和5年10月には「御宿場印」第2弾として「奥州街道プロジェクト」をスタートさせました。

4. 信金中央金庫と連携した観光誘客、地域活性化への取組み

当金庫と信金中央金庫が連携し、信金中央金庫が「SCBふるさと応援団」を活用して鹿沼市に寄付した1,000万円により、鹿沼市花木センターのフラワーゾーン「ルピナスの丘」が整備されました。

◆「かめましんきんビジネススクラブ リアン〜絆〜」の活動

令和5年度はアフターコロナに向けて各種リアルイベントを再開しました。

・7月

定期総会および信金中央金庫による講演会・交流会の開催

明治座150周年記念公演の観劇

・10月

中小企業基盤整備機構による販路開拓セミナーの開催

・12月

リアン創立5周年記念「舞の海秀平氏による特別講演会」・交流会の開催



リアン総会・講演会



リアン創立5周年記念特別講演会

◆産学官金連携

公共団体・商工会団体・大学等と連携し、地域活性化に参画しています。

- ・令和6年3月に浜野慶一氏（㈱浜野製作所代表）を講師に招き、「東京・下町・町工場の挑戦！」と題し、「第17回 かめましんきん経済セミナー」を開催しました。
- ・大学コンソーシアムとちぎ・産学官連携サテライトオフィスが主催する「学生&企業研究発表会」に後援、協賛しました。

《地域社会への貢献》



- 鹿沼市民の読書活動を推進する目的で、鹿沼市に図書充実費として1974年から毎年寄付を続けています。



- 地域の福祉充実を目的に、「SDGs定期預金」募集枠の一部を支店のある鹿沼、宇都宮、日光、栃木計4市の社会福祉協議会に寄付しました。



《地域社会の環境保全》



- 鹿沼市主催「エコライフ・フェアin清州」（令和5年12月開催）に多数の役職員が参加しました。



《地域を担う人材づくり・働きがいのある環境づくり》



- 女性活躍推進に対する取組みが認められ、令和6年2月「えるぼし認定3つ星（最上位）」を取得しました。



中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、以下の基本方針に従って、中小企業の経営支援に取り組んでまいります。

基本方針

1. 様々なライフステージにある中小企業の事業内容や成長可能性などの適正な評価を踏まえた解決策を検討・提案し、経営支援を行ってまいります。
2. 従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、外部専門家や外部機関を活用しながら、十分な時間をかけて、お客様の立場に立って最適な解決策を提案するとともに、それらの実行支援を行ってまいります。
3. 「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」という経営理念のもと、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、今後も一貫して地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備及び取組み状況

当金庫は、外部専門家・外部機関と連携したコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業の経営改善・体質強化に全力で取り組んでおります。

- ① 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化
- ② 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依存しない融資の一層の促進
- ③ ㈱地域経済活性化支援機構（REVIC）との連携による経営改善支援
- ④ 栃木県中小企業活性化協議会・栃木県よろず支援拠点との連携による経営改善支援
- ⑤ とちぎ中小企業支援ネットワークとの連携による経営改善支援
- ⑥ 地域のプラットフォーム構成機関との連携による経営改善支援
- ⑦ 認定支援機関としての経営改善計画策定支援
- ⑧ 栃木県中小企業診断士会等との連携による経営相談会の開催
- ⑨ 経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
- ⑩ 政府系金融機関との連携を含む、創業・新規事業へのサポート
- ⑪ 公的支援・信用保証活用による資金繰り支援
- ⑫ 経営改善に携わる人材育成、スキルの向上
- ⑬ ABL・資本性借入金・事業再生ファンドの活用
- ⑭ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく適正な対応

新型コロナウイルスに係る資金繰り支援(条件変更)の状況

貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権 令和2年3月10日～令和6年3月31日までの累計

(1) 債務者が中小企業者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	352	2,974
うち、実行に係る貸付債権	349	2,791
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	1	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	183

(2) 債務者が住宅資金借入者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	25	307
うち、実行に係る貸付債権	24	307
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	1	0

経営者保証に関する基本方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する基本方針」を以下のとおり策定しています。同基本方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する基本方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン研究会」が公表している、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、経営者保証に関する基本方針を定め、以下のとおり取り組みます。

- ① お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況、事業性評価等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ② 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- ④ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み状況

	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	320件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.38%
保証契約を解除した件数	13件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、法令をはじめ、金庫の内部規程から社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。

当金庫では、信用金庫法に基づく協同組織金融機関としての高い公共性と地域社会・地域経済の発展に寄与するという社会的使命と責任の大きさを十分に認識し、健全・堅実な業務運営に努めております。

さらに、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業倫理確立のため「コンプライアンス基本方針」を定め、その実現に向けて役職員全員が一丸となって取り組んでおります。

■コンプライアンスへの取り組み

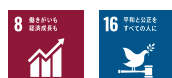
当金庫では、コンプライアンスに関する統括部署を総務部とし、本部および営業部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

総務部は、コンプライアンス実現のための具体的な実践計画書である『コンプライアンス・プログラム』を毎年策定するなどコンプ

ライアンスに係る企画・立案、推進及び実施状況等の把握を行い、コンプライアンス担当者は、コンプライアンスに関する諸事項の周知徹底を行うとともに、コンプライアンス実施状況を総務部に報告を行うなど、その実践に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの統括部門として、常勤理事、執行役員および本部各部長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する各種事項の協議を行っております。コンプライアンス委員会で協議した事項については、役員会および理事会に報告を行っております。

お客様からの苦情等につきましては、営業店または総務部（苦情担当部署）に担当者を配置しております。担当者は、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応を行うとともに、ご意見や苦情等の状況を総務部に報告を行っております。報告された事項は、コンプライアンス担当者を通じて各部店に周知を行い、再発防止に努めております。



安心できる地域社会の実現

反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み

当金庫では、政府より平成 19 年 6 月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、『反社会的勢力に対する基本方針』を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行わない。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。

金融犯罪撲滅へ向けた取り組みの強化

当金庫では、お客様の安全性確保を第一に考え、地元警察署と連携し、振込め詐欺等の金融犯罪撲滅へ向けた取り組みを強化しています。



鹿沼警察署と連携し、防犯訓練を毎年実施しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

鹿沼相互信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会および常勤役員会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスク

の特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務管理部とし、事務管理部がリスク管理統括部や総務部など関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務管理部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客さまからの理解促進

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取り組みます。

以上

リスク管理態勢について

金融の自由化・グローバル化の一層の進展や金融技術の革新などにより、取扱業務や金融サービスが多様化する中で、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

当金庫は、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、BIS規制（バーゼルIII）に対応した統合的なリスク管理態勢を構築し、様々なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、経営の安全性の維持と適正な収益確保に努めております。

当金庫の統合的リスク管理態勢は、理事会を最高意思決定機関、ALM役員会をリスク管理の統括機関としております。毎月開催しているALM役員会では、様々なリスク情報に基づき、各リスクの管理状況の分析報告、改善策の協議及び資産・負債の総合的管理のための各種協議を行っております。

当金庫では、リスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の категорияに分類し、各主管部署及び各管理部署が、各リスクを適切に管理し、健全性・収益性の確保に努めております。

● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（お取引先企業・個人）の財務内容の悪化などにより、資産（貸出金、有価証券等）の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスクに関する諸規程等に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する態勢を整備し、信用リスクの管理に努めております。また、有価証券発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

● 市場リスク

市場リスクとは、市場（金利・為替・株価・その他）のリスク・ファクターの変動により、損失を被るリスクをいいます。主な市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクから構成されています。

当金庫は市場リスクを識別、評価、モニタリング及びコントロールすることにより、経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分によりリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

● 流動性リスク

流動性リスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金確保に通常より高い金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリス

ク）と、市場の混乱等により市場で取引できないことにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、保有資産の流動性を維持・管理するとともに、安定した支払準備資産の確保に努めております。

● オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクについては、リスク管理統括部を主管部署として、その発生防止に努めております。リスクの内容として、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクがあります。

● 事務リスク

当金庫の役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは、事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、事務規程等の整備及び事務指導を実施するとともに、監査部による臨店監査を実施し、さらに各営業部にて自店監査を監査計画に基づいて実施し、厳正な事務管理と事故の未然防止に努めております。

● システムリスク

コンピューターシステムの障害または誤動作などのシステムの不具合、不正利用等により、損害を被るリスクをいいます。

当金庫では、「危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）」や「情報資産保護管理規程（セキュリティ・ポリシー）」を制定し、万一の事故や災害に備えております。

● 法務リスク

当金庫が法令等に違反し、行政処分やお取引先等からの訴訟により、損害賠償等を被るリスクをいいます。

● 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

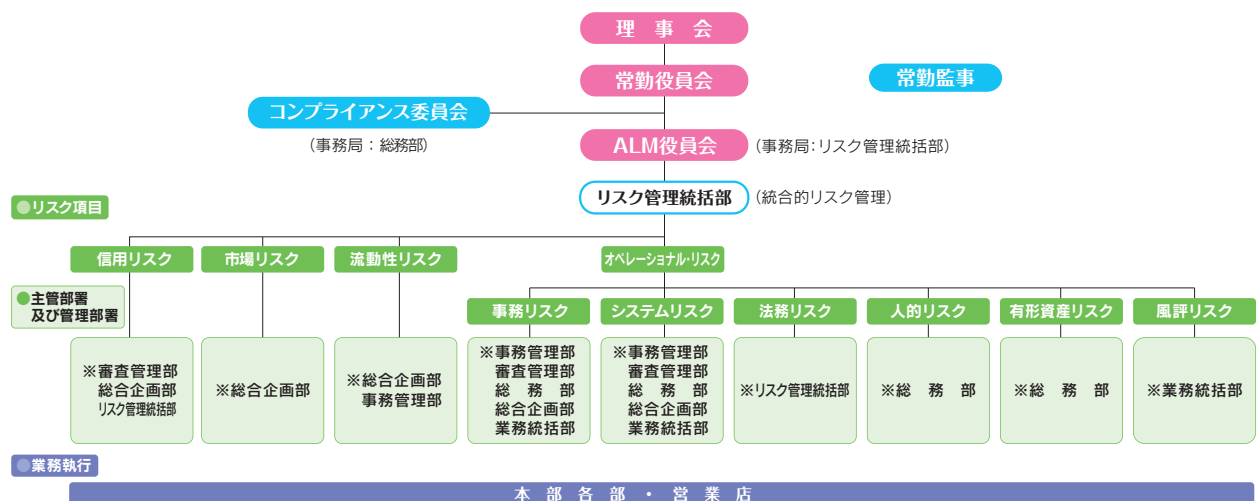
● 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などを被るリスクをいいます。

● 風評リスク

当金庫の評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することによる損失・損害を被るリスクをいいます。

リスク管理体制図



（注）※印は各リスク管理の主管部署

当金庫の考え方

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の保護及び利便性向上を図るために、「顧客保護等管理方針」を定めています。

1. 当金庫は、法令やルール等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。
また、顧客の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組を行う。
2. 当金庫は、顧客への説明を要する全ての取引や商品について、顧客の理解や経験、資産の状況及び契約締結の目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行う。
3. 当金庫は、顧客からの意見・要望や相談・苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるように努める。また役職員への教育・研修に努める。
4. 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供を行わない。また、顧客の情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる。
5. 当金庫は、顧客との取引に関連して業務を外部業者に委託するにあたっては、顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を選定・管理する。
6. 当金庫は、顧客との取引に関連して顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反取引を管理する。
7. 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人の顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組む。
8. 当金庫は、その他顧客の保護や利便性の向上のために必要であると理事会において判断した業務についても、適切に対応する。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等の規定を踏まえ、お客様との取引にあたって、本方針および当金庫において定める諸規則等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もって、お客様の利益の保護を行うとともに、お客様からの信頼の向上を図るため、次のとおり、対応することといたします。

1. 当金庫は、お客様の利益の保護に関して適用される法令等のほか、当金庫において定める諸規則等を遵守し、当金庫がお客様との間で行う取引を対象として「利益相反管理」を行います。
2. 当金庫は、次に定める取引を「利益相反管理」の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) 上記(1)のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、「利益相反管理」の対象となる取引について、次に掲げる方法等により、お客様の利益保護を適切に管理いたします。

- イ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ハ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- 二 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、お客様の利益保護を図るため、営業部門から独立した管理部署の設置および管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反取引の管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令等および当金庫の諸規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行い、お客様の利益保護に努めます。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について、定期的に検証いたします。

お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

当金庫は、地域金融機関として「お客さまに寄り添い、お客さま本位の営業に徹し、お客さまと共通の価値を創造し、ともに発展すること」を目指して、以下のとおり「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

当金庫は、この基本方針に基づき、お客さまにとって最適な資産形成と資産運用のため、質の高い金融商品・サービスを提供し、信頼感と安心感の確保に努めてまいります。

1. お客さまに最適な金融商品・サービスの提供
 - 金融商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズや意向を十分に把握し、お客さまの目的や、知識・経験・財産の状況に照らし、最適な金融商品・サービスをご提案してまいります。
 - 資産形成に関するご相談にあたっては、お客さまの安定的な資産形成を優先課題とし、長期・積立・分散投資を基本にふさわしい金融商品・サービスの提供をご提案してまいります。
2. お客さまに対する丁寧でわかりやすい説明
 - 投資信託や保険商品を販売する際は、販売用資料やパンフレット等を使用し商品の特性やリスク等について、お客さまの知識・経験に照らし、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
 - お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の内容については、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
 - 商品のご契約後においても、経済環境や市場動向を踏まえた適切でタイムリーな情報提供により、アフターフォローに努めてまいります。
3. お客さま本位を実践するための態勢整備と人材育成
 - お客さまに適切な金融商品・サービスを提供するために、職員研修等を実施し、専門知識の習得やコンサルティング能力の向上に努めてまいります。
 - お客さまの利益が損なわれることがないよう、当金庫が別に公表している「利益相反管理方針」に基づき、適切な利益相反の管理を行ってまいります。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店または総務部（以下「苦情等担当部署」といいます。）で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の苦情等担当部署へお申し出ください。

〈苦情担当部署〉 総務部

住 所／〒322-0066 鹿沼市上田町2331番地
 受付時間／平日 AM9:00～PM5:00
 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は、受付をお休みさせていただきます）
 受付媒体／フリーダイヤル 0120-858-455
 （FAX 0289-63-1919）
 面 談／営業店（副支店長等）、総務部（相談担当者）
 ホームページ／<https://www.shinkin.co.jp/kanuma/>
 ※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは営業店または苦情等担当部署にお問い合わせください。

名 称	全国しんきん相談所（（一社）全国信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日（9:00～17:00）
受付媒体	電話、手紙、面談

5. また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等で紛争の解決を図ることも可能ですので、「営業店」および「苦情等担当部署」または上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 （紛争解決センター）	第一東京弁護士会 （仲裁センター）	第二東京弁護士会 （仲裁センター）
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 （時間）	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に対して、「迅速・公平かつ適切」に対応するため、以下のとおり金融ADRも踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （1）「営業店および苦情等担当部署」に担当者を配置するとともに、お客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応を行います。
- （2）苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、「営業店、苦情等担当部署および関係部署」が連携し、速やかな解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を「苦情等担当部署」から行います。
- （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力いたします。
- （6）お申し出のあった苦情等については「記録・保存」し、その対応結果を参考に苦情等に対する態勢の在り方について検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門による検証を行う態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づいた業務運営が行われるよう、研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。



商品案内

お客さまのニーズにお応えする預金積金商品・融資商品を各種取り揃えて、みなさまのご来店をお待ちしております。

■主な預金積金商品

商品名	内 容
流動性預金(随時お預入・お引出ができる預金です。)	
普 通 預 金	公共料金等の自動支払い、年金・給与等の自動受取りにご利用いただけます。
貯 蓄 預 金	お預け入残高に応じて、段階別金利を適用いたします(個人の方のみ申込可)。
通 知 預 金	まとまった資金を短期間預けるための預金です。
納税準備預金	租税納付用に適した預金です(租税納付目的で払出す場合は非課税となります)。
定期預金(確実な運用をご希望のお客さま向けの預金です。)	
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を運用するお客さまにおすすめします。
スーパー定期	安全確実な資金運用に適した定期預金です。
期日指定定期預金	1年間の据置き期間経過後は、いつでもお引出しできます。
総合口座定期預金	お手持ちの普通預金通帳にセットすれば、最高300万円までご融資可能です。
年金スーパー定期	当金庫で年金を自動受取りされているお客さま専用の定期預金です。
定期積金(毎月定額を積立てていく預金です。)	
スーパー積金	毎月コツコツと計画的な資金づくりにご利用ください。

■主な融資商品

商品名	内 容
個人向け融資商品	
住 宅 ロ ー ン	マイホームの夢をお手伝いします。増改築、土地取得にもご利用いただけます。
リフォームローン(無担保住宅ローン)	新築・増改築・住宅ローンのお借換え等を無担保でご利用いただけます。
住宅サポートローン	住宅ローンに消費者ローンをセット。まとめて長期返済・低金利。
生活まるごと応援ローン	新規のお借入れを含めて、住宅・マイカー・教育の3つのローンを一本化して毎月の返済を軽減することができます。
カーライフプラン	マイカー購入をお考えの方へ。免許取得費用にもご利用いただけます。
教育プラン	入学金・授業料等のお支払いに。在学中の元金据置きも可能です。
教育カードローン	在学中の教育資金は、いつでも利用可能なカードローンが便利です。
フリーローンADVANCE	お使いみち自由のフリーローン。
しんきんフリーローン	お使いみちは自由。FAX・WEBでの申込みも可能です。
フリーローン「住まいる」	ご自宅を所有されている方向けのお得なフリーローンです。
カードローン	お客さまのニーズに合わせた3種類のカードローンをご用意しております。
事業者向け融資商品	
かめましんきん伴走支援資金	新型コロナウイルス感染症、ウクライナ問題、円安等の影響を受けた中小企業・小規模事業者のみなさまの早期の経営改善を継続的な伴走支援により後押しします。
ネクステージV	活力ある企業経営をサポートいたします。
事業サポート資金(全国小口)	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を活用した融資商品です。
創世起SSS(スリーエス)	栃木県信用保証協会「スタートアップ創出促進保証制度」を活用して、創業・新事業を支援します。
スーパーグリーンローン「輝」	日本政策金融公庫と連携し、農業経営に必要な資金をサポートします。
各種制度融資	栃木県および各市、商工会の制度融資をお取り扱いしております。
代理貸付(住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、信金中央金庫など)	

■その他の金融商品

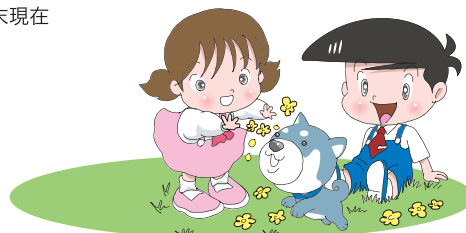
商品名	内 容
保険商品	
医 療 保 険	ケガや病気による入院や、手術などへの保障を準備する保険です。
が ん 保 険	「がん」と診断された場合の入院・通院・手術などの保障を準備する保険です。
傷 害 保 険	ケガによる死亡、後遺障害・入院・通院など日常生活を広くカバーします。
終 身 保 険	万一の場合の保障を、一生涯にわたり確保できる保険です。
住宅ローン火災保険	住宅ローンをご利用されるお客さまのための火災保険です。
共済商品	日本フルハップ 従業員のケガの補償、ケガの防止、福利厚生をお手伝い。
投資信託(お客さまのニーズに合ったファンドをお選びください。)	
個人向け国債(3年・5年・10年からお選びいただけます。)	

※保険商品、共済商品、投資信託、個人向け国債は預金ではなく、預金保険制度の保護対象ではありません。

■主なサービス

名称	内 容
給 与 振 込	給与・賞与等が、ご指定の口座に自動振込みされます。
年 金 受 取	各種年金を、ご指定の口座で自動受取りすることが出来ます。
自 動 支 払	公共料金や税金等をご指定の口座から自動でお支払いできます。
定 額 自 動 送 金	一定のサイクルで一定金額を自動的にお振込みすることができます。
ク レ ジ ャ カ ー ド	国内、海外で使える「しんきんVISA」「JCBカード」をお取扱しています。
W E B - F B	インターネットバンキングサービス(法人向け)
パーソナルダイレクト	インターネットバンキングサービス(個人向け)
貸 金 庫	重要書類や貴金属などの貴重品を安全、確実にお守りします。
個人会員さま向けサービス	ATM時間外手数料無料等、さまざまな当金庫会員限定サービスを取りそろえております。
しんきん電子記録債権サービス	でんさいネットを利用する新しい決済サービスです。
し ん き ん リ ー ス	機械設備などのリースに対応。
職 域 サ ポ ー ト サ ー ビ ス	かめましんきんパートナー協定を締結した事業所に働く皆様をサポート。個人向けローン金利の特別割引など、プレミアムなサービスをご利用いただけます。

令和6年5月末現在



※ 融資商品は審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■当金庫が取り扱っている商品・サービスの一例を紹介しております。金利・優遇条件・サービス内容等の詳細は、窓口またはホームページにてご確認ください。

■主な手数料 ※下記の手数料等には消費税が含まれています。

令和6年5月末現在

項 目		同一店舗	本店支店	他行宛	備 考
為替関係	窓口 電 信 扱	770円	770円	1,100円	視覚障がい者等の振込でATM操作を行う事が困難な場合は、ATM振込手数料と同額
				1,100円	
	文 書 扱			1,100円	HB,FB,インターネットバンキング
				1,100円	
	E B 扱	3万円以上 3万円未満	無料 無料	330円 110円	HB,FB,インターネットバンキング
		3万円以上 3万円未満	無料 無料	330円 110円	
	うち、個人振(みずほ)のみ	3万円以上 3万円未満	無料 無料	330円 110円	HB,FB,インターネットバンキング
		3万円以上 3万円未満	無料 無料	330円 110円	
	ATM振込	3万円以上 3万円未満	330円 110円	330円 110円	ATMによる振込
		3万円以上 3万円未満	330円 110円	330円 110円	
証明書関係	組戻料	1,100円	1,100円	1,100円	ATMによる振込
		1,100円	1,100円	1,100円	
	他行向け税金等取次			550円	収納代理指定先以外の場合
				550円	
	普通送金 組戻料		440円 1,100円	660円 1,100円	ATMによる振込
			440円 1,100円	660円 1,100円	
	代金取立	電子交換	—	880円	手形・小切手 1通につき
		個別取立	—	1,100円	
	不渡手形返却料			1,100円	手形・小切手 1通につき
		当地商手・担手		1,100円	
預金関係	取立手形組戻料			1,100円	手形・小切手 1通につき
		当地商手・担手		1,100円	
	店頭呈示料		660円	660円	660円を超える時は実費
			660円	660円	
	残高証明書(定型) 1通	330円	残高証明書(定型外) 1通	3,300円	ATMによる振込
		330円	残高証明書(定型外) 1通	3,300円	
	利息証明書(定型) 1通	550円	利息証明書(定型外) 1通	3,300円	ATMによる振込
		550円	利息証明書(定型外) 1通	3,300円	
	融資証明書	1通	11,000円		ATMによる振込
		1通	11,000円		
融資関係	その他証明書	1通	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円	ATMによる振込
		1通	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円	
	取引明細書(取引履歴・リポート・他)	発行依頼 1件	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円	ATMによる振込
		発行依頼 1件	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円	
	個人情報開示手数料	基本事項(氏名・住所・電話番号・生年月日)	880円		ATMによる振込
		取引履歴に関する情報(取引履歴、ATM利用履歴のコピー他)	3,300円		
	発行依頼 1件	(2枚目以降1枚につき110円)			ATMによる振込
		(2枚目以降1枚につき110円)			
	上記以外の情報(1項目毎)		1,100円		ATMによる振込
			1,100円		

残高証明書(定型) 1通	330円	残高証明書(定型外) 1通	3,300円
利息証明書(定型) 1通	550円	利息証明書(定型外) 1通	3,300円
融資証明書	1通		11,000円
その他証明書	1通	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円
取引明細書(取引履歴・リポート・他)	発行依頼 1件	(2枚目以降1枚につき110円)	3,300円
個人情報開示手数料	基本事項(氏名・住所・電話番号・生年月日)	880円	
	取引履歴に関する情報(取引履歴、ATM利用履歴のコピー他)	3,300円	
	発行依頼 1件	(2枚目以降1枚につき110円)	
	上記以外の情報(1項目毎)	1,100円	

約束・為替手形	1冊(50枚)	11,000円
小切手	1冊(50枚)	11,000円
手形・小切手署名鑑登録料		5,500円
手形・小切手署名鑑登録変更料		5,500円
マル専手形	1枚	1,100円
マル専当座取扱い手数料	割賦販売通知書1件につき	11,000円
自己宛小切手	1枚	1,100円
ICキャッシュカード発行手数料	当金庫が要請するものは除く	無料
通帳・証書再発行	旧通帳・証書・カードが有る場合は無料	1,100円
キャッシュカード再発行		1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	現物が有る、顧客に過失が無い場合は無料	1,100円
ATM関係	延長手数料(平日18時～21時、土曜、日曜、祝日は終日。但し、出資会員店舗の口座は無料)	110円
	ネット手数料、サンデー・ホリデー・バンキング手数料	110円
E B 関係	ファクシミリサービス基本手数料(月額)	1,100円
	HB(パソコン型)基本手数料(月額)	1,100円
	FB(PCデーター伝送型)基本手数料(月額)	3,300円
	WEB-FB(法人)基本手数料(月額)	3,300円
	WEB-FB(法人)mini基本手数料(月額)	1,100円
	WEBバンキング(個人)基本手数料	無料
	WEBバンキング(個人)ワンタイムパスワードサービス(月額)	110円
口振手数料	基本手数料 1処理 2,200円 振替手数料 1件以上～	165円
	しんきん自振 T-NET 1件 165円 1,000件以上～	110円
	媒体変換手数料 1件 55円 5,000件以上～	66円
	金額修正・解約料 1件 55円 スピード型割増料	55円
	Eメール方式	
	スタ管理型 月額基本料	1,100円
	全銀データ特化型 月額基本料	396円
未利用口座管理手数料		
※令和3年4月1日以降の新規契約から対象となります。	最後の入出金から2年以上入出金が無い場合(年額)	1,320円

貸金庫関係	基本料(月額880円)	(年額)	10,560円
定額自動振込	貸金庫鍵再交付手数料	実費	
株式払込事務	取扱手数料	1回	55円
	保管証明書発行手数料 (2枚1セット)		1,100円
	取 扱 払込総額1億円未満	払込総額の2.5/1000×110% 円	
	手数料 払込総額1億円以上	払込総額の2.0/1000×110% 円	
	1～50枚	無料	
	51～100枚	660円	
	101～500枚	990円	
	501～1,000枚	1,320円	
	1,001枚～1,500枚	1,980円	
	1,501枚～2,000枚	2,640円	
	以降500枚毎に	660円加算	
	1～10枚	口座がある方 ※注1	無料
	1～10枚	口座がない方	660円
	11～500枚		660円
	501～1,000枚		1,320円
	以降500枚毎に		660円加算
円両替替手数料			
「でんさいネット」の手数料	※でんさいネット手数料については、窓口にお尋ねください。		
SDGs宣言策定手数料	1件につき		55,000円

※注1 口座名義人ご本人様のご来店に限ります。通帳または、キャッシュカードのご提示により、1日1回限り無料とさせていただきます。

個人向け融資	消費者ローン	カードローン (教育CL含む)	実行手数料		無料	
			条件変更		無料	
			極度額変更		無料	
			解約		無料	
		証書貸付 (一般・保証会社)	実行手数料	教育CL証書切替含む	5,500円	
				教育ローン証書貸付型	3,300円	
			リフォームローン	無担保住宅ローン含む	11,000円	
			条件変更	変更契約書徴求の場合のみ	11,000円	
			一部繰上返済		無料	
			期限前完済		無料	
	住宅ローン	つなぎ資金 手形貸付	実行手数料		5,500円	
			書替手数料		220円	
			条件変更		無料	
		証書貸付	実行手数料	不動産担保設定含む	55,000円	
				無担保借換ローン	5,500円	
			条件変更	変更契約書作成時のみ	11,000円	
			一部繰上返済	500万円未満	22,000円	
				1000万円未満	33,000円	
			1000万円以上	44,000円		
			期限前完済	1年以内・固定金利	無料	
		固定・変動選択型	44,000円			
		変動金利	44,000円			
	法人・個人事業者向け資金	当座貸越	特約期間設定	新規契約及び再選択時	6,600円	
			実行手数料	一般当貸は除く	1,100円	
			口座維持手数料	大型当貸、無担保当貸5000	年額5,500円	
カード(再)発行			事業者CLのみ	1,100円		
条件変更(更新含)				33,000円		
解約				無料		
割引手形			信用照会	照会1件毎	220円	
手形貸付			実行手数料		1,100円	
			書替手数料		220円	
			条件変更		1本33,000円	
		一部繰上返済		返済額の0.22%		
証書貸付		期限前完済		返済額の0.22%		
		実行手数料		5,500円		
		条件変更	変更契約書徴求の場合のみ	1本33,000円		
		一部繰上返済		5,500円		
		期限前完済	プロパーのみ	元金残×0.44%		
		29.4.3以降新規実行分	※当金庫からの提案、代位弁済は除く			
債務保証		実行手数料		1,100円		
		条件変更		1本33,000円		
		保証書発行手数料	1件	3,300円		
融資関係		アパートローン	つなぎ資金 手形貸付	実行手数料		1,100円
				書替手数料		220円
				条件変更		無料
	証書貸付		実行手数料		110,000円	
			条件変更	変更契約書徴求の場合のみ	1本33,000円	
			一部繰上返済	固定・変動選択型	22,000円	
			29.4.3以降新規実行分	変動金利・固定金利	5,500円	
			期限前完済	固定・変動選択型	金額ごと	
			29.4.3以降新規実行分	元金残×0.5%×固定金利残存月数/1.2		
		変動金利・固定金利	55,000円			
	A B L太陽光発電	つなぎ資金 手形貸付	特約期間設定		11,000円	
			実行手数料		1,100円	
			書替手数料		220円	
		証書貸付	条件変更		無料	
			実行手数料		5,500円	
			条件変更	変更契約書徴求の場合のみ	1本33,000円	
			一部繰上返済		5,500円	
			期限前完済	プロパーのみ	元金残×0.220%	
			29.4.3以降新規実行分			
			実行手数料		1,100円	
	事業用賃貸物件	つなぎ資金 手形貸付	書替手数料		220円	
			条件変更		無料	
			実行手数料		5,500円	
		証書貸付	条件変更	変更契約書徴求のみ	1本33,000円	
一部繰上返済				55,000円		
期限前完済			1億円以上	660,000円		
農業事業者向け	証書貸付	期限前完済	1億円未満	220,000円		
		実行手数料				
		実行手数料	ハーベスト	5,500円		
		条件変更	ハーベスト&ジェミニ	5,500円		
		条件変更	変更契約書徴求(ハーベスト)のみ	1本33,000円		
		一部繰上返済		無料		
	期限前完済		無料			
	その他	不動産担保取扱手数料	新規設定		44,000円	
			追加設定		5,500円	
			極度額変更		5,500円	
順位変更			事業性資金のみ	3,300円		
抵当権担保抹消				3,300円		
根抵当権担保解除				3,300円		
販売用不動産担保解除						
個人資金設定分			非事業資金	住宅ローンは除く		
各種同意書発行手数料			1件	11,000円		
火保質権設定手数料			1件(初回設定時のみ)	2,200円		

《融資関係》※保証会社の手数料が別途必要となります。

※法人向け資金・当座貸越は、実行時に「実行手数料＋口座維持手数料またはカード発行手数料」が必要となります。

●くわしくはお近くの窓口にお尋ねください。

沿革（当金庫のあゆみ）

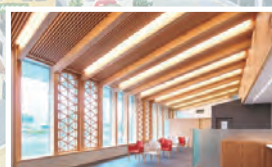
大正 14年	10月	有限責任信用組合鹿沼相互金庫として業務開始(組合長 福田代造)
昭和 18年	7月	市街地信用組合法公布、同法により改組
25年	4月	中小企業等協同組合法公布、同法により改組
26年	11月	信用金庫法公布、同法により鹿沼相互信用金庫と改組
31年	11月	福田雄一理事長就任
34年	2月	栗野支店新設開店
38年	11月	金崎支店新設開店
40年	11月	栗野支店店舗新築移転
41年	10月	駅前支店新設開店
42年	6月	金崎支店店舗新築移転
47年	7月	南支店新設開店
	11月	電子計算機室新築落成
48年	2月	福田武理事長就任
49年	10月	上田町支店新設開店
53年	6月	事務センター新築落成
55年	11月	一の沢支店新設開店
57年	5月	緑町支店新設開店
58年	11月	本部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転
59年	2月	本店営業部八百半東店出張所開店
	5月	金崎支店店舗新築移転
	11月	本店営業部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転、同日、上田町支店を仲町に移転のうえ仲町支店と名称変更
	12月	鳥居跡支店新設開店
60年	11月	西支店新設開店
61年	7月	栗野支店新築移転
	9月	石川支店新設開店
62年	9月	鶴田支店新設開店
63年	12月	楡木支店新設開店
平成 元年	4月	本店営業部福田屋百貨店出張所開店
	10月	東支店新設開店
2年	4月	福田武会長就任、福田俊夫理事長就任
	11月	北支店新設開店
3年	1月	金崎支店西方病院出張所開店
6年	11月	一の沢支店県民室共同出張所開店
7年	7月	緑町支店ヨークベニマル出張所開店
9年	5月	仲町支店鹿沼市役所出張所開店

平成 12年	10月	緑町支店カスミ鹿沼店出張所開店
	12月	下田町倉庫新築落成
13年	3月	福田武常勤理事相談役に就任
	10月	しんきんビル2号館新築落成
	11月	仲町支店新築落成
14年	2月	宇都宮信用金庫の一部事業譲受け、同日、今市支店、戸祭支店開店
	3月	大日光信用組合の事業譲受け
	7月	今市支店改装オープン
	8月	戸祭支店新築移転
	9月	七久保理事長就任
15年	10月	鳥居跡支店を南支店に統合
	10月	鶴田支店を一の沢支店に統合
	11月	南支店を村井町から上殿町に新築移転
17年	10月	創立80周年記念式典
	11月	塩谷郡栗山村の地区拡張
19年	5月	楡木支店を南支店に統合
	7月	一の沢支店を宇都宮支店に名称変更し、新築オープン
	10月	石川支店を統合し緑町支店を新築オープン
22年	3月	東支店新築オープン
24年	10月	本店ビル新築オープン
25年	10月	ヤオハン東店出張所を移転し、ヤオハンスーパー貝島店出張所開店
26年	4月	七久保一郎会長 橋本公之理事長 就任
27年	7月	北支店を本店営業部に統合
	8月	本店営業部鹿沼北出張所開店
	10月	創立90周年記念式典
	12月	駅前支店新築オープン
30年	8月	戸祭支店新築オープン
31年	3月	ヤオハンスーパー東町店出張所開店
令和 3年	1月	かめましんきん3号館新築落成
5年	6月	今市支店新築オープン

令和5年6月新築 今市支店

2023ウッドデザイン賞 受賞
木材利用優良施設等コンクール優秀賞 受賞

外観



内観(鹿沼組子耐力壁採用)

店舗一覧

令和6年7月1日現在

■鹿沼地区

本店営業部	鹿沼市上田町2331	☎(0289)64-6285
南支店	鹿沼市上殿町794-3	☎(0289)64-1975
仲町支店	鹿沼市仲町1700-2	☎(0289)62-7272
緑町支店	鹿沼市栄町2-22-2	☎(0289)62-7215
東支店	鹿沼市東町3-4-15	☎(0289)65-3180
※栗野支店	鹿沼市口栗野806-1	☎(0289)85-2131
※駅前支店	鹿沼市上野町135-5	☎(0289)62-5261
※西支店	鹿沼市日吉町865-5	☎(0289)62-9771

■宇都宮地区

宇都宮支店	宇都宮市鶴田町601-1	☎(028)648-2211
戸祭支店	宇都宮市上戸祭2-1-22	☎(028)625-1661

■日光地区

今市支店	日光市並木町9番地13	☎(0288)22-1150
------	-------------	----------------

■栃木地区

※金崎支店	栃木市西方町金崎334-1	☎(0282)92-2320
-------	---------------	----------------

お客さま サポートセンター	鹿沼市上田町2331	☎(0289)65-7428
------------------	------------	----------------

※窓口営業時間 9:00 ~ 12:30



■営業地区

鹿沼市 宇都宮市 日光市 栃木市
下野市 壬生町 上三川町 塩谷町

■店外出張所

- ヤオハンスーパー東町店 鹿沼市東町1-3-32
- ヤオハンスーパー貝島店 鹿沼市貝島町790
- 福田屋百貨店鹿沼店 鹿沼市東末広町1073
- ヨークベニマル鹿沼店 鹿沼市西茂呂2-23-7
- 鹿沼北 鹿沼市玉田町137-2



鹿沼相互信用金庫は令和7年10月、創立100周年を迎えます。

「資料編」の
ご案内

財務状況等のより詳細な情報については「資料編」を作成しています。
「資料編」は当金庫ホームページにてご覧いただけます。

鹿沼相互信用金庫

検索



KANUMASHINKIN REPORT

鹿沼相互信用金庫の現況

2024 DISCLOSURE

(令和6年)

令和5年4月1日 - 令和6年3月31日

資料編



● 私たちの住む街 ●
(イラストはイメージです)

資料編 目次

DISCLOSURE CONTENTS

■財務諸表

貸借対照表	001・002
損益計算書	003
剰余金処分計算書	003
会計監査	003
代表者による確認	003

■経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移	004
業務粗利益・業務純益	004
資金運用収支の内訳	004
総資金利鞘	004
受取利息及び支払利息の対前年度増減	005
利益率	005
預貸率	005
預金業務	005
●預金積金及び譲渡性預金平均残高	
●固定・変動自由金利定期預金残高	
貸出業務	006
●貸出金平均残高	
●貸出金担保別残高	
●債務保証見返担保別残高	
●貸出金使途別残高・構成比	
●固定・変動金利別貸出金残高	
●貸出金業種別残高・構成比	
●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	
●貸出金償却額	
有価証券等の運用	007
●有価証券の種類別の平均残高	
●預証率	
●有価証券の時価情報	
●有価証券の残存期間別残高	

■不良債権の状況

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	008
---------------------------------------	-----

■その他の指標

会員・出資金	008
--------	-----

■自己資本の充実の状況（定性的な開示事項） 009・010

■自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）

1 自己資本の構成に関する開示事項	011
2 自己資本の充実に関する事項	012
3 信用リスクに関する事項	012・013
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
4 信用リスク削減手法に関する事項	013
●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
5 出資等エクスポージャーに関する事項	014
(1) 貸借対照表計上額及び時価等	
(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益額	
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益額	
6 証券化エクスポージャーに関する事項	014
7 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	014
8 金利リスクに関する事項	014

財務諸表

■貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和4年度(令和5年3月31日)	令和5年度(令和6年3月31日)
現金	2,567,793	2,515,609
預け金	77,049,207	80,767,946
買入金銭債権	4,009,737	4,001,222
金銭の信託	10	10
有価証券	31,898,708	29,842,692
国債	6,002,944	3,513,582
地方債	15,468,790	15,006,756
社債	1,776,662	2,588,270
株式	77,154	70,476
その他の証券	8,573,156	8,663,606
貸出金	107,487,328	108,081,749
割引手形	488,918	570,879
手形貸付	9,145,540	9,568,839
証書貸付	94,147,257	93,713,152
当座貸越	3,705,611	4,228,878
その他資産	1,004,743	1,239,374
未決済為替貸	23,867	46,649
信金中金出資金	731,000	931,000
未収収益	188,145	204,067
その他の資産	61,730	57,658
有形固定資産	3,384,758	3,251,106
建物	1,368,594	1,465,943
土地	1,719,496	1,614,496
建設仮勘定	152,817	—
その他の有形固定資産	143,848	170,667
無形固定資産	34,016	26,060
ソフトウェア	29,171	21,115
その他の無形固定資産	4,845	4,945
前払年金費用	50,750	108,637
繰延税金資産	498,061	660,103
債務保証見返	383,986	324,207
貸倒引当金	△ 652,884	△ 608,853
(うち個別貸倒引当金)	△ 578,499	△ 553,541
投資損失引当金	△ 3,207	—
資産の部合計	227,713,011	230,209,866

貸借対照表(記載上の注意)

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8～20年
そ の 他	2～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、自庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状態にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した額のうち、将来キャッシュ・フローにより回収可能な額を減じた金額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)、または、その残額に予想損失率を乗じた金額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて算出しております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部及びリスク管理統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証引当債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は累計で5,076百万円であります。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びその他出資金の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

 ②制度全体に占める当金庫の拠金拠出割合(令和5年3月31日現在)

0.1652%

- 補足説明
 上記①の差引額的主要要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別拠金31百万円を費用処理しております。
 なお、特別給金の額は、あらかじめ定められた給付率を拠金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定するため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

■貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科 目	令和4年度(令和5年3月31日)	令和5年度(令和6年3月31日)
預金積金	222,860,541	224,813,333
当座預金	5,817,470	5,891,659
普通預金	126,965,095	131,565,014
貯蓄預金	474,561	475,005
通知預金	218,687	441,695
定期預金	84,963,247	82,073,138
定期積金	3,432,589	3,377,641
その他の預金	988,890	989,180
借入金	—	—
借入金	—	—
その他負債	265,926	293,811
未決済為替借	36,795	74,892
未払費用	85,705	83,723
給付補填備金	2,802	3,257
未払法人税等	4,153	4,153
前受収益	32,278	32,219
払戻未済金	13,432	15,803
払戻未済持分	8,699	6,936
職員預り金	34,558	30,367
資産除去債務	4,970	5,033
その他の負債	42,529	37,423
賞与引当金	43,984	37,771
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	83,058	79,833
偶発損失引当金	37,741	41,349
睡眠預金払戻損失引当金	7,557	8,535
債務保証	383,986	324,207
負債の部合計	223,682,796	225,598,841
出資金	1,435,366	1,438,978
普通出資金	1,435,366	1,438,978
利益剰余金	3,946,116	4,194,049
利益準備金	967,958	992,958
その他利益剰余金	2,978,158	3,201,090
特別積立金	2,305,000	2,310,000
当期末処分剰余金	673,158	891,090
処分未済持分	—	—
会員勘定合計	5,381,482	5,633,027
その他有価証券評価差額金	△ 1,351,267	△ 1,022,002
純資産の部合計	4,030,214	4,611,025
負債及び純資産の部合計	227,713,011	230,209,866

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 608百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における債権出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重大な影響を及ぼす可能性があります。
 繰延税金資産 660百万円
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重大な影響を与える可能性があります。
 有形固定資産 3,251百万円
 固定資産の減損損失は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損損失の金額に重大な影響を与える可能性があります。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 13百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,240百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
 なお、債権は、貸借対照表の出資金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,489百万円
 危険債権額 897百万円
 3ヶ月以上延滞債権額 9百万円
 貸出条件緩和債権額 19百万円
 合計額 2,416百万円
 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に付った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づく金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は570百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 1,212百万円
 信金中央金庫預け金 12,009百万円
 上記の担保資産は、為替決済、日銀蔵入代埋店、県市町収納代理金融機関の取引等に差し入れております。
 また、その他の担保資産は、保証金5百万円が含まれております。
- 出資口1口当たりの純資産額 1,602円18銭

21. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式、買入金銭債権であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資審査を審査管理部が担当し、信用リスクについては、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」において、与信判断の指針となるクレジットポリシーを定め、融資個別案件ごとに適正な与信審査、取組方針、与信管理を行っております。

また、常勤理事を委員とする「審査会」を設置し、大口融資案件の取組方針等の協議・検討を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理しております。

金利リスクについては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された資金運用方針に基づき、ALM役員会・常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM役員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM役員会の方針に基づき、資金運用規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理統括部を通じ、理事会及びALM役員会において定期的に報告されております。

(iv) テリパティブ取引

テリパティブ取引に関しては、資金運用規程及び資金運用基準に基づき管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託、優先出資、「預け金」、「買入金銭債権」、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaR（バリュアット・リスク）により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散分散法（保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,216百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM役員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつて場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価の算定方法については(注1)参照）。なお、市場価格のない株式等及び貸出金は、次表には含めておりません。（(注2)参照）また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	80,767	80,876	108
(2) 買入金銭債権	4,001	3,687	△ 313
(3) 有価証券	29,815	29,616	△ 199
満期保有目的の債券	4,995	4,796	△ 199
その他有価証券(※3)	24,820	24,840	—
(4) 貸出金(※1)	108,081	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 608	—	—
	107,472	109,084	1,611
金融資産計	222,057	223,265	1,207
(1) 預金積金(※1)	224,813	224,704	△ 109
金融負債計	224,813	224,704	△ 109

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(TONA、SWAP金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23～25に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等のうち、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、SWAP金利)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	26
その他の証券	0
出資金(信金中央金庫)	931
合 計	957

※ 非上場株式、その他の証券及び出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	19,094	17,100	—	—
買入金銭債権	—	1	0	3,686
有価証券	462	3,591	9,458	9,786
満期保有目的の債券	—	1,400	1,696	1,898
その他有価証券のうち満期があるもの	462	2,191	7,761	7,887
貸出金(※)	22,787	35,620	23,468	19,951
合 計	42,343	56,312	32,926	33,423

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	202,318	22,313	7	172
合 計	202,318	22,313	7	172

要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	600	602	2
	社 債	300	302	2
	その他	—	—	—
	小 計	900	904	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	584	544	△ 40
	地方債	2,410	2,256	△ 154
	社 債	1,100	1,090	△ 9
	その他	—	—	—
	小 計	4,095	3,891	△ 204
合 計		4,995	4,796	△ 199

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	43	34	9
	債券	462	461	1
	国債	—	—	—
	地方債	462	461	1
	社債	—	—	—
	その他	2,090	1,881	208
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	2,596	2,377	219
	株式	—	—	—
	債券	15,650	16,653	△ 1,003
	国債	2,928	3,283	△ 355
	地方債	11,533	12,147	△ 613
	社債	1,188	1,223	△ 35
その他	その他	6,573	7,135	△ 562
	小 計	22,223	23,789	△ 1,565
合 計		24,820	26,166	△ 1,346

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	13	2	—
債券	2,332	—	△ 252
国債	2,332	—	△ 252
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	30	7	—
合 計	2,377	9	△ 252

26. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	—	—	—

27. 当座買越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は10,675百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が4,907百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	97
貸倒引当金・貸出金償却	1,132
役員退職慰労引当金	22
有価証券評価差額金	372
その他	114
繰延税金資産小計	1,738
評価性引当額	△ 1,047
繰延税金資産合計	691
繰延税金負債	
前払年金費用	30
その他	1
繰延税金負債合計	31
繰延税金資産純額	660

■ 損益計算書

(単位：千円)

	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
経常収益	2,532,167	2,575,888
資金運用収益	2,124,860	2,151,309
貸出金利息	1,690,689	1,698,734
預け金利息	130,290	191,141
有価証券利息配当金	246,251	203,787
その他の受入利息	57,629	57,645
役務取引等収益	275,283	308,073
受入為替手数料	87,243	87,806
その他の役務収益	188,039	220,266
その他業務収益	43,790	39,014
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	3,080	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	40,710	39,014
その他経常収益	88,232	77,491
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	84,517	64,744
株式等売却益	1,906	9,980
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	1,808	2,767
経常費用	2,435,053	2,309,829
資金調達費用	10,834	7,864
預金利息	9,894	6,906
給付補填備金繰入額	761	728
借入金利息	—	—
その他の支払利息	178	228
役務取引等費用	233,563	237,574
支払為替手数料	8,589	8,415
その他の役務費用	224,974	229,159
その他業務費用	182,812	253,302
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	164,389	252,003
国債等債券償還損	18,220	—
その他の業務費用	203	1,298
経費	1,788,803	1,743,913
人件費	1,190,322	1,096,381
物件費	538,388	584,592
税金	60,092	62,939
その他経常費用	219,038	67,175
貸倒引当金繰入額	172,859	12,353
貸出金償却	18,117	29,034
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	19
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	28,061	25,767
経常利益(又は経常損失)	97,114	266,058
特別利益	—	1,272
固定資産処分益	—	1,272
その他の特別利益	—	—
特別損失	1,195	709
固定資産処分損	1,195	709
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	95,918	266,622
法人税、住民税及び事業税	5,190	4,153
法人税等調整額	△ 157,049	△ 14,041
当期純利益(又は当期純損失)	247,777	276,510
繰越金(当期首残高)	425,380	614,580
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	673,158	891,090

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口あたりの当期純利益金額 96円70銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	673,158	891,090
繰越金(当期首残高)	425,380	614,580
当期利益(又は当期純損失)	247,777	276,510
特別積立金取崩額	—	—
未処分剰余金	673,158	891,090
剰余金処分額	58,577	61,454
利益準備金	25,000	28,000
出資に対する配当金	(年2%) 28,577	(年2%) 28,454
特別積立金	5,000	5,000
(うち創立100周年事業積立金)	5,000	5,000
繰越金(当期末残高)	614,580	829,635

■ 会計監査

令和6年6月25日開催の第100期通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小高公認会計士事務所 公認会計士小高和昭氏の監査を受けております。

■ 代表者による確認

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月26日

鹿沼相互信用金庫 理事長 橋本 公之

【報酬体系について】

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規で定めております。

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は116百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(令和6年3月31日現在)

2. 上記の内訳は、基本報酬91百万円、退職慰労金25百万円となっております。

退職慰労金は、当年度中に支払った退職慰労金と、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に関する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益 (千円)	2,664,721	2,558,810	2,628,208	2,532,167	2,575,888
経常利益(又は経常損失(△)) (千円)	130,325	256,425	262,388	97,114	266,058
当期純利益(又は当期純損失(△)) (千円)	124,500	194,200	208,223	247,777	276,510
出資総額 (百万円)	1,435	1,430	1,430	1,435	1,438
出資総口数 (千口)	2,870	2,861	2,861	2,870	2,877
純資産額 (百万円)	4,902	5,290	4,846	4,030	4,611
総資産額 (百万円)	213,930	240,645	243,460	227,329	229,885
預金積金残高 (百万円)	208,634	219,537	221,395	222,860	224,813
貸出金残高 (百万円)	96,121	106,044	106,370	107,487	108,081
有価証券残高 (百万円)	21,327	32,099	35,758	31,898	29,842
単体自己資本比率 (%)	7.46	7.75	8.30	8.96	9.07
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
役員数 (人)	11	11	11	11	10
うち常勤役員数 (人)	8	8	8	8	7
職員数 (人)	173	170	160	157	144
会員数 (人)	21,059	20,901	20,123	19,407	18,748

(注) 総資産額は、貸借対照表の資産の部合計から債務保証見返を除いております。

直近の2事業年度における事業の状況

主要な業務の状況

■業務粗利益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
資金運用収支(資金利益)	2,114,025	2,143,445
資金運用収益	2,124,860	2,151,309
資金調達費用	10,834	7,864
役務取引等収支	41,719	70,498
役務取引収益	275,283	308,073
役務取引費用	233,563	237,574
その他の業務収支	△ 139,021	△ 214,288
その他業務収益	43,790	39,014
その他業務費用	182,812	253,302
業務粗利益	2,016,723	1,999,655
業務粗利益率(%)	0.86	0.87

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度
業務純益	220,193	253,250
実質業務純益	239,545	267,007
コア業務純益	419,073	519,011
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	378,404	511,740

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	233,744	228,470	2,124,860	2,151,309	0.90	0.93
うち貸出金	105,893	106,290	1,690,689	1,698,734	1.59	1.59
うち預け金	85,944	85,800	130,290	191,141	0.15	0.22
うち有価証券	37,161	31,641	246,251	203,787	0.66	0.64
資金調達勘定	234,142	228,879	10,834	7,864	0.00	0.00
うち預金積金	229,436	228,846	10,656	7,635	0.00	0.00
うち借入金	4,670	—	—	—	—	—

(注) 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(令和4年度108百万円、令和5年度110百万円)を控除しております。

■総資金利鞘

(単位：%)

種 類	令和4年度	令和5年度
資金運用利回	0.90	0.93
資金調達原価率	0.76	0.75
総資金利鞘	0.14	0.18

■受取利息及び支払利息の対前年度増減

(単位：千円)

	令和4年度			令和5年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	69,650	△ 215,322	△ 145,672	△ 29,506	55,955	26,448
貸出金利息	9,215	△ 21,057	△ 11,842	6,346	1,699	8,045
預け金利息	△ 21,770	37,194	15,423	△ 50	60,901	60,851
有価証券利息配当金	38,630	△ 220,984	△ 182,353	△ 35,718	△ 6,746	△ 42,464
その他の受入利息	43,575	△ 10,474	33,100	△ 84	100	16
支払利息	201	△ 6,848	△ 6,646	△ 39	△ 2,931	△ 2,970
預金利息	215	△ 6,848	△ 6,633	△ 27	△ 2,993	△ 3,020
借入金利息	—	—	—	—	—	—
その他の支払利息	△ 13	0	△ 13	△ 12	62	50

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.04	0.11
総資産当期純利益率	0.10	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

■預貸率

(単位：%)

種 類		令和4年度	令和5年度
預貸率	期 末	48.23	48.07
	期中平均	46.15	46.44

■預金業務

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
流動性預金	137,607	142,182
うち有利息預金	113,449	117,861
定期性預金	91,100	85,917
うち固定金利定期性預金	91,086	85,901
うち変動金利定期性預金	14	16
その他	728	746
計	229,436	228,846
譲渡性預金	—	—
合 計	229,436	228,846

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期性預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期性預金
 変動金利定期性預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期性預金
3. その他＝別段預金＋納税準備預金

●固定・変動自由金利定期預金残高

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
定期預金	84,963	82,073
固定自由金利定期預金	84,948	82,055
変動自由金利定期預金	14	17

■貸出業務

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
割 引 手 形	506	476
手 形 貸 付	8,445	9,415
証 書 貸 付	93,383	92,810
当 座 貸 越	3,558	3,587
合 計	105,893	106,290

●貸出金担保別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	660	671
有 価 証 券	—	—
不 動 産	25,979	26,358
信用保証協会・信用保険	47,701	46,611
保 証 証	10,124	9,958
信 用	23,008	24,470
そ の 他	11	11
合 計	107,487	108,081

●債務保証見返担保別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
当金庫預金積金	14	46
有 価 証 券	—	—
不 動 産	12	3
信用保証協会・信用保険	31	29
保 証 証	149	131
信 用	175	112
そ の 他	—	—
合 計	383	324

●貸出金使途別残高・構成比

(単位：百万円・%)

区 分	令和4年度	令和5年度	
設 備 資 金	48,520(45.1)	49,451(45.7)	…設備・住宅
運 転 資 金	58,967(54.9)	58,630(54.3)	…運転・個人消費・その他
合 計	107,487(100.0)	108,081(100.0)	

●固定・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	
固 定 金 利	79,350	77,111	…割引、手貸、当貸
変 動 金 利	28,136	30,967	
合 計	107,487	108,081	

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円)

業 種	令和4年度			令和5年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	334	13,215	12.29%	326	13,911	12.87%
農 業 ・ 林 業	54	533	0.49%	51	855	0.79%
漁 業	1	5	0.00%	2	7	0.00%
鉱業・採石業・砂利採取業	4	1,052	0.97%	4	971	0.89%
建 設 業	429	9,361	8.70%	424	9,163	8.47%
電気・ガス・水道業	19	286	0.26%	20	294	0.27%
情 報 通 信 業	14	254	0.23%	15	249	0.23%
運 輸 業 ・ 郵 便 業	56	1,762	1.63%	55	1,694	1.56%
卸 売 業 ・ 小 売 業	313	9,060	8.42%	307	9,378	8.67%
金 融 ・ 保 険 業	13	904	0.84%	11	815	0.75%
不 動 産 業	215	15,008	13.96%	224	15,607	14.44%
物 品 賃 貸 業	1	16	0.01%	1	15	0.01%
学術研究・専門技術サービス業	38	844	0.78%	40	829	0.76%
宿 泊 業	16	1,091	1.01%	16	1,120	1.03%
飲 食 業	111	1,121	1.04%	110	1,207	1.11%
生活関連サービス業・娯楽業	100	1,538	1.43%	99	1,406	1.30%
教育・学習支援業	14	293	0.27%	15	263	0.24%
医 療 ・ 福 祉	90	3,466	3.22%	93	3,394	3.14%
そ の 他 サ ー ビ ス	143	2,664	2.47%	145	2,499	2.31%
小 計	1,965	62,482	58.12%	1,958	63,685	58.92%
地 方 公 共 団 体	6	12,608	11.72%	6	12,390	11.46%
個 人	7,603	32,396	30.13%	7,301	32,004	29.61%
合 計	9,574	107,487	100.00%	9,265	108,081	100.00%

注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
一般貸倒引当金	74	55
個別貸倒引当金	578	553
合 計	652	608
期 中 増 減 額	120	△ 44

●貸出金償却額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	18	29

■有価証券等の運用

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和5年度
国 債	9,576	4,879
地 方 債	16,957	15,423
社 債	1,538	2,240
株 式	75	67
外 国 証 券	5,910	5,952
その他の証券	3,102	3,076
合 計	37,161	31,641

●預証率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度
期末預証率	14.31	13.27
期中預証率	16.19	13.82

(注) 預証率＝有価証券／預金積金×100

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	600	602	2
	社債	100	100	0	300	302	2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	100	100	0	900	904	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	584	571	△ 12	584	544	△ 40
	地方債	1,759	1,652	△ 106	2,410	2,256	△ 154
	社債	500	494	△ 5	1,100	1,090	△ 9
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	2,843	2,718	△ 124	4,095	3,891	△ 204
合 計		2,943	2,819	△ 124	4,995	4,796	△ 199

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び出資金は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

		令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19	16	2	43	34	9
	債券	977	974	3	462	461	1
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	918	915	3	462	461	1
	社債	59	58	0	—	—	—
	その他	1,006	890	115	2,090	1,881	208
	小計	2,003	1,881	121	2,596	2,377	219
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	28	28	△ 0	—	—	—
	債券	19,326	20,262	△ 935	15,650	16,653	△ 1,003
	国債	5,418	5,867	△ 448	2,928	3,283	△ 355
	地方債	12,790	13,230	△ 439	11,533	12,147	△ 613
	社債	1,117	1,164	△ 46	1,188	1,223	△ 35
	その他	7,566	8,279	△ 712	6,573	7,135	△ 562
	小計	26,921	28,570	△ 1,649	22,223	23,789	△ 1,565
合 計		28,925	30,452	△ 1,527	24,820	26,166	△ 1,346

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び出資金は本表には含めておりません。

3. 「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は保有しておりません。

4. 市場価格のない株式等及び出資金

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	30	26
その他の証券	0	0
出資金	731	931
合 計	761	957

●有価証券の残存期間別残高

令和4年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
国債	—	—	—	—	196	5,806	—	6,002
地方債	1,251	1,070	—	1,688	4,947	6,511	—	15,468
社債	—	106	262	650	296	460	—	1,776
株式	—	—	—	—	—	—	77	77
外国証券	100	304	—	95	287	—	4,860	5,647
その他の証券	—	438	471	—	380	185	1,448	2,925
合 計	1,351	1,919	734	2,434	6,108	12,964	6,386	31,898

令和5年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
国債	—	—	—	—	197	3,316	—	3,513
地方債	462	598	1,422	3,867	2,860	5,795	—	15,006
社債	—	121	593	701	697	473	—	2,588
株式	—	—	—	—	—	—	70	70
外国証券	—	302	—	194	188	—	5,027	5,712
その他の証券	—	232	318	611	140	201	1,446	2,951
合 計	462	1,256	2,335	5,374	4,084	9,786	6,543	29,842

不良債権の状況

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,608	1,489
危険債権	874	897
要管理債権	54	29
3ヶ月以上延滞債権	10	9
貸出条件緩和債権	44	19
小計(A)	2,537	2,416
保全額(B)	2,361	2,282
個別貸倒引当金(C)	578	553
一般貸倒引当金(D)	0	3
担保・保証等(E)	1,782	1,725
保全率(B)÷(A)(%)	93.06%	94.46%
引当率((C)+(D))÷((A)-(E)) (%)	76.68%	80.64%
正常債権(F)	105,428	106,090
総与信残高(A)+(F)	107,965	108,506
不良債権比率(A)÷((A)+(F)) (%)	2.35%	2.22%

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。

8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）です。

その他の指標

■会員・出資金

(単位：千円、口数)

区 分	令和4年度	令和5年度
個 人	991,099	988,325
法 人	444,267	450,653
合 計	1,435,366	1,438,978
総 口 数	2,870,732	2,877,957
配 当 率	2%	2%
出資に対する配当金	28,577	28,454

自己資本の充実の状況(定性的な開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段	コア資本に係る 基礎項目の額に 算入された額	償還期限	配当率
鹿沼相互信用金庫	普通出資	1,438百万円	なし	年2.0%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（貸出金、有価証券などの資産等）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫ではこの信用リスクの管理が最重要であるとの認識のうえ、与信業務に係る信用リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うために「信用リスク管理方針・管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・分析については、当金庫では、厳正な自己査定と信用格付制度を実施するとともに、信用リスク計量化および貸出資産のポートフォリオ分析等により貸出資産の信用リスクを把握・管理し、貸出資産の健全化に努めております。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は審査会の審議によるなど管理強化に努めております。

個別案件の審査・与信管理については、融資審査部門と業務推進部門を分離し、厳正な審査体制をとっております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却及び引当金の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R & I)
- ② ㈱日本格付研究所(J C R)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様

への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金担保があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務規程」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証や住宅融資保険(住宅金融支援機構)、個人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する(一社)しんきん保証基金、㈱クレディセゾン、㈱ジェー・シー・ビー、㈱ジャックス等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接派生商品取引を行っておりませんが、投資信託の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については「資金運用規程」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資に際しては「ALM役員会」等によりリスクに対する検証を行うなど適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化取引は、証券を購入する側の投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとしての役割に分類されます。

当金庫の証券化投資は、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、事前にその内容の把握・分析等を行ったうえで投資し、適正な運用・管理を行っております。

(2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R & I)
- ② ㈱日本格付研究所(J C R)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

7. オペレーショナル・リスクの管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーショナル・リスクには、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク及び風評リスクがあります。

当金庫は、オペレーショナル・リスクを適正に把握し、評価、モニタリング、そのリスクを極小化するための方策を講じております。役職員の活動及びシステム障害等による損失が、金庫経営に大きな影響を与えることを十分に認識し、オペレーショナル・リスクについて総合的な管理態勢を構築することにより、経営の健全性及び適切性の確保に努めることを基本方針としております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、オペレーショナル・リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況をALM役員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への運用は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、毎月開催するALM役員会において経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および金融資産・負債により生み出された金利収支が減少するリスク」をいいます。

当金庫では、預金・貸出金・有価証券をはじめとするすべての資産・負債についての金利リスクを計測・管理するとともに、 Δ EVEを四半期毎にALM役員会に報告しているほか、VaRを毎月ALM役員会に報告しています。

金利リスクの削減手法については、有価証券の売却または購入により対応する方針です。

- (2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注）の金利リスクに関する事項

（注） 銀行勘定の金利リスク（IRRBB※）のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ IRRBB（Interest Rate Risk in the Banking Book）とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年としています。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年としています。
- ③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④ 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮していません。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算においては、通貨間の相関等は考慮せず、保守的に算出しています。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは、使用していません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動に関する事項はございません。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
金利リスク量を計測する際に使用するレートは、TONA複利および円金利スワップを使用しています。
- (3) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ① 金利ショックに関する説明

Δ EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

- ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や配当可能限度額にかかるアラームポイントなども設定しており、年1回および随時、運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

自己資本の充実の状況(定量的な開示事項)

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,352	5,604
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,435	1,438
うち、利益剰余金の額	3,946	4,194
うち、外部流出予定額(△)	28	28
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	112	96
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	112	96
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,465	5,701
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	34	26
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	34	26
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	56	97
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	36	78
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	126	202
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	5,338	5,499
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,294	56,337
資産（オン・バランス）項目	54,920	56,032
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 285	－
オフ・バランス取引等項目	373	304
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	－	－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,266	4,280
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	59,561	60,618
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)／(ニ)	8.96%	9.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出してあります。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

2. 自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度			令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	55,294	2,211	56,337	2,253	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	51,671	2,066	52,437	2,097	証券化 (うちSTC要件適用分)	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	再証券化	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂フンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,908	156	3,899	155
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	リスク・スルー方式	3,908	156	3,899	155
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	マナデート方式	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	蓋然制方式(250%)	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	蓋然制方式(400%)	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	40	1	40	1	④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,678	307	7,557	302	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
法人等向け	12,482	499	14,324	572	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	14,307	572	14,518	580	ロ. オペレーショナル・リスク 相当額の合計額を8%で除して得た額	4,266	170	4,280	171
抵当権付住宅ローン	5,168	206	4,843	193	ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	59,561	2,382	60,618	2,424
不動産取得等事業向け	2,081	83	1,838	73					
3ヶ月以上延滞等	1,038	41	959	38					
取立未決済手形	4	0	9	0					
信用保証協会等による保証付	596	23	633	25					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—					
出資等	126	5	123	4					
(うち出資等のエクスポージャー)	126	5	123	4					
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—					
上記以外	8,146	325	7,589	303					
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもに属するエクスポージャー	475	19	—	—					
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,026	41	1,502	60					
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,139	45	596	23					
総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—					
総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—					
上記以外のエクスポージャー	5,505	220	5,489	219					

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品の与信総額等のことです。
3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

●地域別・業種別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヶ月以上 延滞エクスポ ージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	228,926	230,650	107,965	108,306	24,180	22,110	—	—	1,348	1,178
国外	800	900	—	200	800	700	—	—	—	—
地域別合計	229,726	231,550	107,965	108,506	24,980	22,810	—	—	1,348	1,178
製造業	13,850	14,649	13,739	14,349	100	300	—	—	152	144
農業、林業	672	981	672	981	—	—	—	—	3	3
漁業	5	7	5	7	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,111	1,024	1,111	1,024	—	—	—	—	—	—
建設業	10,938	10,729	10,938	10,729	—	—	—	—	271	270
電気・ガス・熱供給・水道業	1,654	1,959	354	359	1,300	1,600	—	—	—	—
情報通信業	308	301	281	274	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,940	2,076	1,906	1,842	—	200	—	—	40	26
卸売業、小売業	9,416	9,703	9,416	9,703	—	—	—	—	157	127
金融業、保険業	40,425	39,855	955	899	800	800	—	—	—	—
不動産業	15,639	16,304	15,370	16,034	—	—	—	—	199	112
物品賃貸業	118	117	17	16	100	100	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	974	951	973	950	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,092	1,123	1,092	1,123	—	—	—	—	101	64
飲食業	1,511	1,548	1,511	1,548	—	—	—	—	10	17
生活関連サービス業、娯楽業	1,923	1,764	1,923	1,764	—	—	—	—	162	156
教育、学習支援業	307	277	307	277	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3,837	3,740	3,837	3,740	—	—	—	—	112	110
その他のサービス	2,945	2,790	2,945	2,790	—	—	—	—	—	0
国・地方公共団体等	78,841	80,128	12,618	12,400	22,680	19,810	—	—	—	—
個人	27,987	27,688	27,987	27,688	—	—	—	—	137	143
その他	14,224	13,826	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	229,726	231,550	107,965	108,506	24,980	22,810	—	—	1,348	1,178

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、買入金銭債権、固定資産、繰延税金資産等や投資信託、ETF（株価指数連動型上場投資信託）及びコミットメントの想定元本額が含まれております。
4. 業種区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

●残存期間別

(単位：百万円)

期間区分 エクスポージャー区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合 計
貸出金	令和4年度	21,590	20,313	16,187	13,033	11,317	19,694	5,350	107,487
	令和5年度	22,787	19,530	16,090	12,167	11,301	19,951	6,253	108,081
債 券	令和4年度	1,351	1,481	262	2,434	5,727	12,778	－	24,035
	令和5年度	462	1,023	2,016	4,763	3,943	9,584	－	21,793

(注) 貸出金のエクスポージャーについては、貸出金残高にて表示しております。債券のエクスポージャーについては、貸借対照表計上額にて表示しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

種類	期別	令和4年度					令和5年度				
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		77	74	22	55	74	74	55	32	41	55
個別貸倒引当金		455	578	30	424	578	578	553	23	554	553
合 計		532	652	52	480	652	652	608	56	596	608

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分 期別		個別貸倒引当金							貸出金償却		
		令和4年度				令和5年度					
		期首残高	期中の増減額		期末残高	期首残高	期中の増減額		期末残高	令和4年度	令和5年度
			増加	減少			増加	減少			
製造業		20	－	6	13	13	－	2	10	1	1
農・林業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業		14	－	4	10	10	－	2	8	0	2
電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業		－	－	－	－	－	－	－	－	0	1
卸売業、小売業		189	122	－	312	312	－	7	304	1	5
金融・保険業		4	－	4	－	－	－	－	－	－	－
不動産業		32	－	27	5	5	－	1	3	3	6
物品賃貸業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業		－	－	－	－	－	－	－	－	6	2
飲食業		7	2	－	9	9	－	4	4	－	－
生活関連サービス、娯楽業		71	－	1	70	70	1	－	71	0	3
教育、学習支援業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉		106	43	－	149	149	－	5	144	2	3
その他のサービス業		2	－	2	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		4	2	－	6	6	－	1	5	1	1
合 計		455	170	47	578	578	1	26	553	18	28

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※単位未満は切り捨て

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	77,105	－	79,177
10%	－	28,635	－	27,063
20%	100	58,057	500	57,961
35%	－	12,073	－	11,315
50%	1,603	5,369	1,904	5,104
75%	－	12,426	－	12,447
100%	200	20,866	200	22,698
150%	－	301	－	292
250%	－	653	－	619
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	217,392		219,286	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与するものに限り、
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、
CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	2,364	2,951	51,090	49,598
①地方公共団体金融機構向け	122	121	147	147
②我が国の政府関係機関向け	109	108	175	175
③金融機関向け	－	－	－	－
④法人等向け	640	1,282	3,153	2,775
⑤中小企業等・個人向け	1,400	1,377	42,676	41,775
⑥抵当権付住宅ローン	51	36	4,851	4,610
⑦不動産取得等事業向け	22	21	2	1
⑧3ヶ月以上延滞等	－	－	24	58
⑨上記以外	18	3	57	54

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 出資等エクスポージャーに関する事項

（1）貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	47	47	43	43
非上場株式等	762	762	958	958
合 計	809	809	1,002	1,002

（注）非上場株式等には、信金中央金庫の出資金等が含まれます。

（2）出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	1	9
売 却 損	－	－
償 却	－	0

（注）損益計算書における株式等損益の額を記載しております。

（3）貸借対照表で認識され、かつ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	1	9

（注）外国証券の評価損益については、計上しておりません。

（4）貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	－	－

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

（1）オリジネーターの場合

該当ありません。

（2）投資家の場合

該当ありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用する エクスポージャー	12,320	12,272
マンドート方式を適用する エクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を 適用するエクスポージャー	－	－

8. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRBB:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,536	3,201	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	274	276
3	スティープ化	2,077	2,764		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,536	3,201	274	276
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,499		5,338	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。